

京都府公立大学法人教職員給与規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第15号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第22条に規定する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。
- (2) 給料 教職員の正規の勤務時間による勤務に対しこの規程の規定によって支給する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条第3項及び第4項の規定による手当を含む。第14条及び第37条において同じ。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いた全額をいう。
- (3) 週休日 正規の勤務時間を割り振らない日をいう。
- (4) 祝日法に基づく休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (5) 年末年始の休日 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）をいう。

(法令との関係)

第3条 教職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

第4条 この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に常時勤務する教職員に適用する。

第2章 給与

第1節 給料

(給料)

第5条 教職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表等)

第6条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 (別表第1)
- (2) 教育職給料表 (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表 (別表第4)
- (5) 現業職給料表 (別表第5)
- (6) 指定職給料表 (別表第6)

2 前項に規定する各給料表の適用範囲は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事務職給料表は、他の給料表の適用を受ける教職員以外の教職員に適用する。
- (2) 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である教職員に適用する。
- (3) 医療職給料表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、救急救命士である教職員に適用する。

- (4) 看護職給料表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である教職員に適用する。
 - (5) 現業職給料表は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第29条に規定する職員に相当する教職員に適用する。
 - (6) 指定職給料表は、学長である教職員及び京都府立医科大学附属病院の病院長である教職員に適用する。
- 3 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7のとおりとする。

第7条 指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じて理事長が定める号級の額とする。

（教職員の職務の級の決定及び初任給の基準等）

- 第8条** 教職員の職務の級ごとの定数は、予算の範囲内で、かつ、別表第7に定める教職員の職務の分類の基準に適合するように、法人が設定し、又は改定する。
- 2 教職員の職務の級は、前項の教職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。
- 3 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準の定めに従い決定する。
- 4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける教職員が他の給料表の適用を受けることになった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における教職員の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

第9条 削除

（短時間勤務教職員の給料月額）

- 第10条** 就業規則第33条の規定により採用された教職員（以下「定年前再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務教職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務教職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- 2 京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休暇等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第13条に規定する育児短時間勤務の教職員（以下「育児短時間勤務教職員」）の給料月額は、第6条から第8条まで及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に算出率を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の給料月額とする。

（昇給の基準）

- 第11条** 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い、毎年1月1日に、同日前の期間で理事長が別に定めるものにおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 2 前項の規定により教職員（次項各号に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。
- 3 次に掲げる教職員の第1項の規定による昇給は、当該教職員が同項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、この場合における昇給の号給数は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

- (1) 55歳以上の教職員のうち初任給、昇格、昇給等の基準で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する教職員（次号に掲げる教職員を除く。）
 - (2) 事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び看護職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるもの
- 4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
 - 5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
 - 6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

第11条の2 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員の職に比して著しく特殊な教職員の職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料の調整額を定めることができる。

(給料の支給方法等)

第12条 給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の16日とし、その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払を請求した場合には、前項の支給日前においても速やかにその日までの給与を支給しなければならない。

第13条 新たに教職員となった者及び新たに給料の支給を受ける事由の生じた教職員には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が即日教職員になった場合には、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 教職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 手当

(手当の種類)

第14条 教職員には、給料のほかに、この節に定めるところにより、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 在宅勤務等手当
- (7) 特殊勤務手当
- (8) 特地勤務手当
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 宿日直手当
- (11) 管理職員特別勤務手当
- (12) 夜間勤務手当
- (13) 休日勤務手当
- (14) 管理職手当
- (15) 初任給調整手当

- (16) 期末手当
- (17) 勤勉手当
- (18) 退職手当

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務9級以上教職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるものにあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第16条 削除

(地域手当)

第17条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、京都市、南丹市、相楽郡精華町及び与謝郡与謝野町（以下「支給地域」という。）に在勤する教職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、京都市にあつては100分の9.4を乗じて得た額、相楽郡精華町にあつては100分の8を乗じて得た額、南丹市及び与謝郡与謝野町にあつては100分の8を乗じて得た額とする。
- 3 教育職給料表の適用を受ける教職員のうち、与謝郡与謝野町に在勤する教職員には、前2項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 4 支給地域に在勤する教職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合（別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動直後に在勤する地域が支給地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該教職員には、前3項及びこの項の規定による地域手当の支給割合以上の割合による地域手当を支給される期間を除き、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあつては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その

以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に割合の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)
 - (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 5 地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が府若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める者に使用される者(以下「地方公務員等」という。)であつた者が、引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となつた場合において、採用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第18条 住居手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(法人から貸与された教職員公舎を使用し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。)
 - (2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員(以下「単身赴任手当受給教職員」という。)で、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(教職員公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、第1号又は第2号のいずれかに掲げる教職員のうち第3号に掲げる教職員でもある者の住居手当については第1号又は第2号のいずれかの規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額及び第3号の規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額の合計額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万3,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額に相当する額
 - (2) 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万3,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万9,000円を超えるときは、1万9,000円)を1万1,000円に加算した額に相当する額
 - (3) 前項第2号に掲げる教職員 前2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の教職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の教職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常

例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、2,600円（通勤のため自動車等（自転車を除く。）を使用することを常例とする教職員の場合において、通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに620円を2,600円に加算した額とし、その額が6万6,400円を超えるときは、6万6,400円とする。）に支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額
 - (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生じることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに就業規則の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる教職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（別に定める教職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える教職員の通勤手当の額は、前2項から前項までの規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 7 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えな

い範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までを単位として別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては1箇月）をいう。

- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第20条 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、3万円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 地方公務員等であった者から引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在宅勤務等手当）

第20条の2 住居その他これに準じるものとして理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第21条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する教職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額及び支給方法は、別に定める。

（特地勤務手当）

第22条 府立大学生命環境学部附属演習林大野演習林（以下「特地事業所」という。）に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。
- 3 教職員が就業場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動直後に在勤する就業場所が特地事業所に該当するときは、当該教職員には、別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者については、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 4 新たに特地事業所に該当することとなった就業場所に在職する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、別に定めるところにより、同項の規程に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第23条 時間外勤務手当は、教職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間以外の時間において勤務した全時間に対して支給する。

2 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合(その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第27条第1項の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 育児短時間勤務教職員及び定年前再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務(第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。)に対する第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第2項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の150」とする。

5 勤務時間等規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第2項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第4項の規定により読み替えられた第2項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

7 第1項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、教職員が勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ同規程第4条第2項又は第3項の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられたとき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間中の全時間(育児短時間勤務教職員及び定年前再雇用短時間勤務教職員にあっては、別に定める時間を除く。)に対して支給する。

8 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

9 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務(第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の50」とする。

10 勤務時間規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第8項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(宿日直手当)

第24条 宿日直手当は、教職員が宿日直勤務を命じられたとき、当該勤務に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、その勤務1回について、5,600円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万2,500円、別に定めるその他の特殊な業務を主とし

て行う宿直勤務にあっては7,700円)を超えない範囲内において別に定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、8,400円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては3万3,750円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては1万1,550円)を超えない範囲内において別に定める額とする。

- 3 第1項の勤務は、前条第1項、第26条第1項及び第27条第1項の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第28条第1項の規定により別に指定する職にある教職員(以下「管理職員」という。)又は指定職給料表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等(週休日又は祝日法に基づく休日(勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に基づく休日等」という。))若しくは年末年始の休日(勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))のいずれかに該当する日をいう。次項において同じ。)に勤務をした場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員又は指定職給料表の適用を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間(週休日に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした教職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額
 - ア 管理職員 1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額
 - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 アの別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額
 - (2) 前項に規定する場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額
 - ア 管理職員 6,000円を超えない範囲内において別に定める額
 - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 アの別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

第26条 夜間勤務手当は、教職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられたとき、その間に勤務した全時間に対して支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25とする。

(休日勤務手当)

第27条 休日勤務手当は、教職員が祝日法に基づく休日等(勤務時間等規程第4条第1項及び第3項の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、祝日法に基づく休日と同項及び同規程第5条の規定による週休日に当たるときは、別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。これらの日に準じるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

- 2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額

に100分の135を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第28条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち別に指定する職にある者に、その職務の特殊性に基いて支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で別に定める。

(初任給調整手当)

第29条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額5万2,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第32条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(休職者の給与に関する規程第2条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25(管理職員のうち別に定める者(以下「特定管理職員」という。)にあっては100分の106.25、指定職給料表の適用を受ける教職員にあっては100分の67.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再雇用短時間勤務教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項及び第33条第3項において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける教職員のうちその職務の級が3級以上で別に定める教職員、同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるもの並びに指定職給料表の適用を受ける教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当の支給制限)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給し

ない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 39 条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 34 条第 1 項の規定により解雇された教職員（同項第 1 号に該当して解雇された教職員を除く。）
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差し止め）

第 32 条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 4 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。
- 3 前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を京都府公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第 33 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前において理事長が別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇

月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務教職員 当該定年前再雇用短時間勤務教職員の勤勉手当基礎額に、100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第31条中「前条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

第34条 削除

(育児休業をしている教職員に対する期末手当等の支給)

第35条 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に就業規則第17条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の教職員についての適用除外)

第36条 第15条、第16条、第18条、第21条、第23条、第24条及び第26条から第29条までの規定は、指定職給料表の適用を受ける教職員には、適用しない。

2 第23条、第26条及び第27条の規定は、管理職員には、適用しない。

3 第8条第3項及び第4項、第11条、第15条、第16条並びに第29条の規定は、定年前再雇用短時間勤務教職員には、適用しない。

(扶養手当等の支給方法)

第37条 扶養手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定める。

第3節 補則

(給与の減額)

第38条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務し

ない1時間について、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等の場合には、その日
- (2) 勤務時間等規程第13条の2の規定により指定された時間、同規程第17条に規定する年次休暇、同規程第20条に規定する病気休暇及び同規程第22条に規定する特別休暇の場合には、その期間
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教職員に支給すべき給与の額から減額しないことについて正当な事由があるものとして別に定める場合には、その定める期間

(勤務1時間当たりの給与額)

第39条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(短時間勤務教職員にあっては、7時間45分にその者の勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

第4節 給与の特例

第40条 削除

(休職者の給与)

第41条 就業規則第18条の規定により休職にされた教職員に対しては、就業規則第21条第2項により休職者の給与に関する規程の定めるところによる給与のほかは、支給しない。
2 就業規則第18条第5号の規定により休職にされた教職員に対しては、休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

第5節 退職手当

第42条 退職手当は、教職員が退職したときに、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対して支給する。
2 退職手当の種類、支給額及び支給方法は、別に定める。

第6節 口座振込みの方法による給与の支給

(給与の口座振込み)

第43条 給与は、教職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

第3章 雑則

(京都府からの派遣職員の特例)

第44条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定により京都府から派遣された教職員の給与は、前各条の規定にかかわらず、京都府職員の例によるものとする。

(施行について必要な事項)

第45条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第46条 特別の事情によりこの規程の規定により難い場合は、理事長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者及び平成25年3月31日において京都府組織規程(昭和30年京都府規則第32号)第120条に規定する京都府立与謝の海病院

に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者（以下「承継教職員等」という。）の給料及び諸手当については、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）その他京都府職員に適用される給与に関する規定の例によるものとする。

3 平成20年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員（承継教職員等を除く。）について、採用の事情等を考慮して、承継教職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、承継教職員等に準じて、給料を支給する。
（平成22年3月31日までの間における昇給及び地域手当に関する特例）

4 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第11条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
第17条第1項	及び相楽郡精華町	、南丹市及び相楽郡精華町
第17条第2項	相楽郡精華町にあっては100分の3	南丹市及び相楽郡精華町にあっては100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合

（管理教職員の給料月額の特例）

5 第28条第1項の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第6条から第11条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から基礎額に100分の1.5（事務9級以上教職員等にあつては、100分の2）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

（指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額の特例）

6 第6条第1項第6号の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、給与規程第7条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

（看護職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の特例）

7 第29条の規定にかかわらず、令和4年10月1日から令和10年3月31日までの間、看護職給料表が適用される職員に対して、初任給調整手当として月額11,100円を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合（年次休暇及び勤務時間等規程別表第2の12の項の特別休暇を除く。）は、支給しない。

（60歳超職員の給料月額7割措置）

8 当分の間、職員（教員以外の教職員をいう。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該職員が60歳（庁中警備、用庁務、看護業務補助その他の労務に従事する職員にあつては63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。）とする。

9 育児短時間勤務教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「f」とする」とあるのは、「f）に算出率を乗じて得た額とする」とする。

10 附則第8項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 任期を定めて採用される職員

(2) 京都府公立大学法人教職員定年規程（以下「定年規程」という。）第3条第1項又は第2項により勤務している職員（定年退職日において附則第8項の規定が適用されていた職員を除く。）

く。)

(3) 定年規程第6条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

- 11 定年規程第4条第1項の規定により他の職への降任等をされた職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該他の職への降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定による給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 13 附則第11項の規定による給料を支給される職員に対する第30条第5項(第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第30条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
(令和6年12月に支給する給料の特例)
- 14 附則第7項の規定による初任給調整手当が支給される職員のうち附属病院に勤務する者に対する令和6年12月の給料は、当該職員について適用される給料表の給料月額に4,800円を加算した金額とする。ただし、第2章第2節に規定する手当の額の算出については、なお従前の例による。

附 則 (規程第15-1号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (規程第15-2号)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項の規定の適用については、臨時の措置として、第30条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、第33条第2項第1号ア中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同号イ中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。
- 2 この規程は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年京都府条例第23号）の施行の日から施行する。

附 則 (規程第15-3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日の属する月の翌日の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、規程第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、休職者の給与に関する規程第2条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの教職員以外の教職員（以下この項において「減

額改定対象教職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象教職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日)において減額改定対象教職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(第20条第2項に規定する別に定める額を除く。)、特地勤務手当、管理職手当及び初任旧調整手当の月額合計額に100分の0.06を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職給料表	1級	1号給から56号給
	2級	1号給から24号給
	3級	1号給から8号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給
	2級	1号給から12号給
医療職給料表	1級	1号給から52号給
	2級	1号給から32号給
	3級	1号給から16号給
	4級	1号給から4号級
看護職給料表	1級	1号給から56号給
	2級	1号給から40号給
	3級	1号給から16号給
	4級	1号給から4号級

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象教職員であった者(採用の事情を考慮して別で定めるものを除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額
- (3) 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (規程第15-4号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (規程第15-5号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (規程第15-6号)

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号給の調整)
- 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において規程第11条第2項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第2項の規定による号給に応じた」とする。
- 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (規程第15-7号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (規程第15-8号)

- この規程は、平成24年1月1日から施行する。

(住居手当の経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第18条第1項第2号又は第4号に該当する職員の住居手当については、施行日から平成24年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、同条第2項第4号中「3,600円」とあるのは「700円」と、同項第6号中「1,800円」とあるのは「300円」とする。
(施行日における号給の調整)
- 3 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く）のうち、平成21年1月1日において、改正前の規程第11条第1項の規定により昇給した教職員の施行日における号給は、この項の規定の適用がないとした場合の同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-9号）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（規程第15-10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(特地勤務手当の経過措置)
- 2 規程第22条第2項の100分の8は、平成26年3月31日までの間は100分の8、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は100分の6.8、同年4月1日から平成28年3月31日までの間は100分の5.6、同年4月1日以降は100分の4とする。

附 則（規程第15-11号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(号給の経過措置)
- 2 その職務の級が4級である職員のうち、この規程による改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程第6条第1項第5号に定められた給料表の適用を受けていた職員に対する改正後の第6条第1項第5号で定める給料表（以下「新給料表」という。）の適用については、平成30年3月31日までの間に限り、新給料表の再雇用職員以外の職員の欄の職務の級の4級に142号給から161号給までの号給があるものとし、それぞれの号給とその1号給下位の号給との差額が、それぞれの号給の1号給下位の号給とその1号給下位の号給との差額と同じ額となるようにそれぞれの号給の給料月額が定められたものとする。

附 則（規程第15-12号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第36条第3項の改正規定、附則第3項及び第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第2項第2号、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成26年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。
(平成27年4月1日における号給の調整)
- 3 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く）のうち、平成20年1月1日において職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第6条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成27年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第3項の規定による号給に応じた」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-13号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-14号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年3月11日から施行する。ただし、第17条第3項、第19条第4項、第20条第2項、第25条第1項から第4項まで及び別表第1から第6までの規定並びに附則第5項から第11項までの規定は平成28年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 第29条第1項の規定並びに附則第12項及び附則別表第1から第6までの規定は平成27年4月1日（次項及び附則第4項において「適用日」という。）から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
（適用日等における号給の調整）
- 4 教職員（適用日において、その職務の級における最高の号給を受けていた教職員（京都府公立大学法人教職員給与規程（規程第15-12号（以下「平成26年改正規程」という。））附則第3項の規定による号給を受けたことにより最高の号給を受けることとなった教職員を含む。）及び指定職給料表の適用を受けていた教職員である者を除く。）のうち、平成19年1月1日において第11条第1項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の適用日（適用日以後にその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員にあつては、適用日及び当該異動の日。以下この項において「適用日等」という。）における号給については、附則第14項の規定による改正前の平成26年改正規程附則第4項の規定がなおその効力を有することとした場合において、同項中「教職員（平成28年4月1日において除外教職員」とあるのを「教職員（平成27年4月1日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員（前項の規定の適用を受けることにより同日において最高の号給を受けることとなる教職員を含む。）及び指定職給料表の適用を受ける教職員」と、「平成28年4月1日」とあるのを「平成27年4月1日」と、「この項」とあるのを「前項の規定にかかわらず、この項」と読み替えて同項の規定が適用日に適用されていたとしたならば、その者が適用日等において受けることとなった号給となるよう、必要な調整を行うことができる。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けるべき給料月額に達しないこととなるもの（別に定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される教職員に関する第10条及び第30条第5項（第33条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「給料月額は」とあるのは「給料月額と経過措置給料額（京都府公立大学法人教職員給与規程（規程第15-14号）附則第6項から附則第8項までの規定による給料の額をいう。以下同じ。）との合計額は」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額に」と、第10条第2項及び第30条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」とする。
- 10 附則第6項から附則第8項までの規定による給料のほか、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年京都府条例第2号）附則第15項の規定による改正後の職員の給与等に関する

る条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第14項から附則第16項までの規定による給料を支給される教職員に関する前項の規定の適用については、「経過措置給料額」とあるのは、「経過措置給料額（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）附則第14項から附則第16項まで及び）」とし、平成17年改正条例附則第17項の規定は、適用しない。

（平成30年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

- 11 平成30年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、「100分の9.4」とあるのは「100分の9.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の4.4」とあるのは「100分の4.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の3.2」とあるのは「100分の3.2を超えない範囲内で別に定める割合」とする。
- 12 第18条第2項第3号の規定の平成28年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万8,000円」と、平成29年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万9,000円」とする。
- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。
（平成26年改正規程の一部改正）
- 14 平成26年改正規程の一部を次のように改正する。
附則第4項を削り、附則第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第4項とする。

附 則（規程第15-15号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定並びに附則第3項から第5項までの規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成28年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。
（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項中「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」。（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となったとき（前号に該当する場合を除く。）。（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至ったとき（第1号に該当する場合を除く。）」と、

同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書並びに第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは

「が 8 級以上」と、「事務 8 級教職員等」とあるのは「事務 8 級以上教職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（事務 9 級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務 9 級以上教職員等から事務 9 級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「とき（事務 9 級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第 2 号中「場合及び事務 9 級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（事務 9 級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務 9 級以上教職員等から事務 9 級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務 9 級以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務 9 級以上教職員等以外の教職員から事務 9 級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務 9 級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（事務 9 級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「事務 8 級教職員等が事務 8 級教職員等及び事務 9 級以上教職員等」とあるのは「事務 8 級以上教職員等が事務 8 級以上教職員等」と、同項第 6 号中「事務 8 級教職員等及び事務 9 級以上教職員等」とあるのは「事務 8 級以上教職員等」と、「が事務 8 級教職員等」とあるのは「が事務 8 級以上教職員等」とする。

6 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第 15-16 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-17 号）

この規程は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。ただし、第 29 条第 1 項及び別表第 1 から第 5 までの規定は平成 29 年 4 月 1 日から、第 33 条第 2 項の規定は同年 6 月 1 日から適用する。

附 則（規程第 15-18 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-19 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 20 日から施行する。ただし、第 30 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 24 条第 2 項、第 29 条第 1 項及び別表第 1 から第 5 までの規定は平成 30 年 4 月 1 日から、第 33 条第 2 項の規定は同年 6 月 1 日から適用する。

附 則（規程第 15-20 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-21 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 19 日から施行する。ただし、第 18 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 1 から第 5 までの規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 33 条第 2 項の規定は令和元年 6 月 1 日から適用する。

附 則（規程第 15-22 号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-23号）

この規程は、令和2年11月30日から施行する。

附 則（規程第15-24号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-25号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-26号）

- 1 この規程は、令和3年10月11日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に病院長である者については、当該病院長の任期終了の日まで従前の例による。

附 則（規程第15-27号）

この規程は、令和3年11月30日から施行する。

附 則（規程第15-28号）

この規程は、令和4年2月17日から施行する。ただし、改正後の附則第7項の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則（規程第15-29号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-30号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-31号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（規程第15-32号）

- 1 この規程は、令和4年12月23日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第5までの規定は令和4年4月1日から、改正後の第33条第2項の規定は令和4年6月1日から適用する。

附 則（規程第15-33号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-34号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-35号）

- 1 この規程は、令和5年12月22日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第6までの規定は令和5年4月1日から、改正後の第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項の規定は令和5年6月1日から適用する。

附 則（規程第15-36号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-37号）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（規程第 15-38 号）

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-39 号）

- 1 この規程は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の第 29 条第 1 項及び別表第 1 から別表第 6 までの規定は令和 6 年 4 月 1 日から、改正後の第 30 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条第 2 項の規定は令和 6 年 6 月 1 日から適用する。
- 3 附則第 14 項により支給された給料は、改正後のこの規程に基づく給料の内払とみなす。

附 則（規程第 15-40 号）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において別表第 1 から別表第 5 までの給料表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
(号給の切替えの特例)
- 3 切替日の前日において事務職給料表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が 8 級であった者の新号給については、その者が切替日において 8 級に昇格をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 15 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「に対しては、支給しない。」とあるのは「に対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるものに対しては、支給しない。」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「1 万 3,000 円」とあるのは「1 万 1,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

附則別表

ア 事務職給料表 切替表

旧号給	新 号 給							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3

18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				

66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 教育職給料表 切替表

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	3
27	15	11	4
28	16	12	5
29	17	13	6
30	18	14	7
31	19	15	8
32	20	16	9
33	21	17	10
34	22	18	11
35	23	19	12
36	24	20	13
37	25	21	14
38	26	22	15
39	27	23	16
40	28	24	17
41	29	25	18
42	30	26	19
43	31	27	20
44	32	28	21

45	33	29	22
46	34	30	23
47	35	31	24
48	36	32	25
49	37	33	26
50	38	34	27
51	39	35	28
52	40	36	29
53	41	37	30
54	42	38	31
55	43	39	32
56	44	40	33
57	45	41	34
58	46	42	35
59	47	43	36
60	48	44	37
61	49	45	38
62	50	46	39
63	51	47	40
64	52	48	41
65	53	49	42
66	54	50	43
67	55	51	44
68	56	52	45
69	57	53	46
70	58	54	47
71	59	55	48
72	60	56	49
73	61	57	50
74	62	58	51
75	63	59	52
76	64	60	53
77	65	61	54
78	66	62	55
79	67	63	56
80	68	64	57
81	69	65	58
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	

93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

ウ 医療職給料表 切替表

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15

32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		

80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

工 看護職給料表 切替表

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1

11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46

59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		

107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

才 現業職給料表 切替表

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19

28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70

79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	86
95	79	91	91	87
96	80	92	92	88
97	81	93	93	89
98	82	94	94	90
99	83	95	95	91
100	84	96	96	92
101	85	97	97	
102	86	98	98	
103	87	99	99	
104	88	100	100	
105	89	101	101	
106	90	102	102	
107	91	103	103	
108	92	104	104	
109	93	105	105	
110	94	106	106	
111	95	107	107	
112	96	108	108	
113	97	109	109	
114	98	110	110	
115	99	111	111	
116	100	112	112	
117	101	113	113	
118	102	114	114	
119	103	115	115	
120	104	116	116	
121	105	117	117	
122		118	118	
123		119	119	
124		120	120	
125		121	121	
126		122	122	
127		123	123	
128		124	124	
129		125	125	

130		126	126	
131		127	127	
132		128	128	
133		129	129	
134			130	
135			131	
136			132	
137			133	
138			134	
139			135	
140			136	
141			137	

附 則（規程第 15-41 号）
この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 15-42 号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 改正後の第 17 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び別表第 1 から別表第 6 までの規定は令和 7 年 4 月 1 日から、改正後の第 30 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条第 2 項の規定は令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

（令和 7 年度から令和 9 年度までの間における地域手当の経過措置）

- 3 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間における第 17 条第 2 項の規定の適用については、相楽郡精華町にあっては令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は「100 分の 8」とあるのは「100 分の 6」と、南丹市及び与謝郡与謝野町にあっては「100 分の 8」とあるのは、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は「100 分の 4」と、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間にあっては「100 分の 7」と、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間にあっては「100 分の 8 を超えない範囲で理事長が定める割合」とする。

附 則（規程第 15-43 号）
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第6条関係)

事務職給料表

職員 の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 雇用 短時 間勤 務員 以外 の員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,700	244,400	279,000	312,800	335,800	370,400	424,800	476,500	530,400	572,600
	2	198,800	245,700	280,000	314,300	337,700	372,100	426,700	481,900	537,200	579,700
	3	200,000	247,100	281,000	315,700	339,500	373,700	428,600	486,800	542,300	585,700
	4	201,100	248,500	282,000	317,200	341,200	375,300	430,500	491,400	546,600	590,500
	5	202,300	249,900	283,000	318,600	342,900	376,900	432,300	495,500	550,000	594,500
	6	204,000	251,300	284,000	319,700	344,600	378,800	434,100	498,900	553,200	597,500
	7	205,600	252,700	285,000	320,700	346,300	380,300	435,900	501,800	556,200	599,900
	8	207,200	254,200	286,000	321,900	348,000	381,900	437,700	504,400	558,700	601,800
	9	208,700	255,600	287,000	323,100	349,600	383,200	439,300	506,400	560,700	
	10	210,400	256,800	288,000	324,700	351,300	384,800	440,900			
	11	212,000	258,100	289,000	326,400	353,000	386,400	442,400			
	12	213,700	259,400	290,000	328,000	354,600	387,900	443,900			
	13	215,200	260,600	291,000	329,400	356,100	389,900	445,400			
	14	216,900	261,800	292,300	331,000	357,800	391,800	446,700			
	15	218,600	263,000	293,600	332,600	359,400	393,700	448,000			
	16	220,300	264,300	294,800	334,200	360,900	395,500	449,200			
	17	221,500	265,400	296,100	335,600	362,300	397,000	450,400			
	18	223,200	266,500	297,400	337,400	364,000	398,900	451,800			
	19	224,800	267,600	298,600	339,000	365,600	400,600	453,100			
	20	226,300	268,700	299,800	340,600	367,200	402,200	454,300			
	21	227,800	269,600	300,800	342,000	368,400	403,900	455,500			
	22	229,400	270,600	302,000	343,700	369,900	405,300	456,300			
	23	231,000	271,600	303,200	345,400	371,400	406,700	457,100			
	24	232,600	272,600	304,500	347,100	372,900	408,100	457,900			
	25	234,300	273,600	305,900	348,300	374,600	409,600	458,500			
	26	236,000	274,600	306,900	350,200	376,400	410,800	459,100			
	27	237,300	275,400	307,900	351,900	378,100	412,000	459,700			
	28	238,600	276,300	308,900	353,500	379,800	413,000	460,300			
	29	239,900	277,100	310,000	355,000	381,200	414,100	461,100			
	30	241,000	277,900	311,200	356,600	382,500	415,300	461,900			
	31	242,100	278,700	312,300	358,300	383,700	416,400	462,300			
	32	243,200	279,400	313,500	359,900	385,100	417,500	463,000			
	33	244,400	280,100	314,600	361,600	386,200	418,200	463,500			
	34	245,300	280,900	316,000	363,400	387,100	418,900	463,900			
	35	246,200	281,700	317,300	365,200	388,100	419,600	464,300			
	36	247,200	282,300	318,600	367,000	389,200	420,300	464,700			
	37	248,200	283,000	319,800	368,600	390,000	420,900	465,100			
	38	249,100	283,800	321,100	370,000	390,900	421,500	465,400			
	39	250,000	284,500	322,400	371,400	391,800	422,000	465,700			
	40	250,800	285,300	323,700	372,800	392,600	422,400	466,000			
	41	251,600	286,000	325,000	374,300	393,400	422,800	466,300			
	42	252,300	286,700	326,300	375,100	394,200	423,000	466,600			
	43	252,900	287,400	327,600	376,000	395,000	423,300	466,900			
	44	253,500	288,100	328,700	377,000	395,700	423,600	467,200			
45	254,300	288,800	329,600	377,900	396,400	423,900	467,500				

別表第1(第6条関係)

事務職給料表

職員 の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	46	254,900	289,400	330,900	379,100	397,100	424,200				
	47	255,500	290,100	332,200	380,000	397,800	424,500				
	48	256,100	290,700	333,500	381,000	398,500	424,800				
	49	256,600	291,400	334,600	381,900	399,100	425,000				
	50	257,200	292,000	335,900	382,600	399,700	425,300				
	51	257,800	292,700	337,200	383,300	400,300	425,500				
	52	258,300	293,400	338,400	383,900	401,000	425,800				
	53	258,700	293,900	339,700	384,300	401,400	426,000				
	54	259,100	294,500	340,700	384,900	402,000	426,300				
	55	259,400	295,100	341,800	385,500	402,600	426,600				
	56	259,700	295,900	342,900	386,200	403,100	426,900				
	57	260,000	296,500	343,600	386,500	403,500	427,100				
	58	260,300	297,100	344,500	387,200	404,100	427,400				
	59	260,600	297,700	345,200	387,900	404,700	427,700				
	60	260,900	298,400	346,000	388,600	405,200	427,900				
	61	261,200	299,000	346,800	388,900	405,600	428,100				
	62	261,500	299,600	347,300	389,400	406,100	428,400				
	63	261,800	300,100	347,800	390,000	406,600	428,700				
	64	262,100	300,600	348,500	390,600	407,200	428,900				
	65	262,400	301,100	349,300	390,900	407,500	429,100				
	66	262,700	301,700	350,000	391,500	407,900	429,400				
	67	263,000	302,200	350,700	392,200	408,200	429,700				
	68	263,300	302,800	351,300	392,800	408,600	430,000				
	69	263,600	303,200	351,800	393,200	408,900	430,200				
	70	263,900	303,700	352,400	393,700	409,300	430,500				
	71	264,300	304,200	352,900	394,300	409,600	430,800				
	72	264,600	304,800	353,500	394,800	409,800	431,000				
	73	264,900	305,300	353,800	395,300	410,000	431,200				
	74	265,200	305,800	354,300	395,900	410,300					
	75	265,500	306,100	354,600	396,300	410,600					
	76	265,800	306,400	355,000	396,600	410,800					
	77	266,100	306,600	355,400	397,000	411,000					
	78	266,400	306,900	355,900	397,500	411,300					
	79	266,700	307,100	356,400	397,900	411,600					
	80	267,000	307,400	356,900	398,300	411,800					
	81	267,300	307,600	357,200	398,800	412,000					
	82	267,600	307,800	357,700	399,300	412,300					
	83	267,900	308,100	358,100	399,700	412,600					
	84	268,200	308,300	358,500	400,100	412,800					
	85	268,500	308,600	358,800	400,400	413,000					
	86	268,800	308,800	359,200	400,900						
	87	269,100	309,100	359,600	401,300						
	88	269,400	309,400	360,000	401,700						
	89	269,700	309,700	360,200	402,000						
	90	270,000	310,000	360,600	402,500						
	91	270,300	310,300	361,000	402,900						

別表第1(第6条関係)

事務職給料表

職員 の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	92	270,600	310,600	361,400	403,300							
	93	270,900	310,800	361,600	403,600							
	94		311,000	361,900								
	95		311,300	362,300								
	96		311,700	362,600								
	97		311,900	362,900								
	98		312,200	363,300								
	99		312,500	363,700								
	100		312,900	364,100								
	101		313,100	364,600								
	102		313,400	365,000								
	103		313,700	365,400								
	104		314,000	365,800								
	105		314,200	366,300								
	106		314,500	366,700								
	107		314,800	367,000								
	108		315,100	367,300								
	109		315,300	367,800								
	110		315,600									
	111		316,100									
	112		316,400									
	113		316,600									
	114		316,800									
	115		317,100									
	116		317,500									
	117		317,700									
	118		317,900									
	119		318,200									
	120		318,500									
	121		318,800									
	122		319,000									
	123		319,300									
	124		319,600									
	125		319,900									
定 再 勤	年 雇 時 務 職	前 用 間 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			202,300	230,000	272,100	292,900	308,700	335,100	378,500	413,200	466,900	549,400

別表第2(第6条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前再 雇用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	1	278,400	357,700	412,200	484,700
	2	280,600	359,300	413,800	486,800
	3	282,700	360,900	415,100	489,000
	4	284,600	362,400	416,300	491,200
	5	286,500	363,900	417,500	493,300
	6	288,000	365,500	418,500	495,300
	7	289,500	367,100	419,600	497,700
	8	291,000	368,700	420,500	500,000
	9	292,800	370,100	421,400	502,000
	10	294,700	372,100	422,400	503,900
	11	296,600	374,100	423,500	506,100
	12	298,500	376,000	424,600	508,500
	13	300,500	377,800	425,600	510,500
	14	302,500	379,500	426,700	512,700
	15	304,500	381,100	427,700	514,700
	16	306,600	382,500	428,700	516,800
	17	308,500	383,800	429,700	518,700
	18	311,000	385,300	430,900	520,300
	19	313,700	386,500	432,000	522,200
	20	316,400	387,800	433,100	524,100
	21	319,000	389,200	434,100	526,000
	22	321,400	390,400	435,200	528,000
	23	323,800	391,600	436,300	529,800
	24	326,000	392,700	437,400	531,800
	25	328,300	393,800	438,300	533,600
	26	330,300	395,100	439,400	535,400
	27	332,300	396,400	440,500	537,100
	28	334,300	397,700	441,500	539,000
	29	336,300	399,000	442,400	540,900
	30	338,300	400,300	443,500	542,400
	31	340,200	401,600	444,500	544,100
	32	342,100	402,800	445,600	545,800
	33	343,900	404,000	446,600	547,600
	34	345,800	405,200	447,800	549,200
	35	347,800	406,400	448,900	550,000
	36	349,700	407,500	450,100	551,300
	37	351,400	408,500	450,900	552,600
	38	352,600	409,800	451,800	553,800
	39	353,700	410,900	452,700	554,900
	40	354,700	411,900	453,500	556,000
	41	355,200	413,000	454,300	557,000
	42	355,600	414,200	455,200	557,100
	43	356,000	415,300	456,000	558,000
	44	356,300	416,400	456,700	558,900
	45	356,800	417,300	457,400	559,800
	46	357,400	418,300	458,300	560,700
	47	357,900	419,300	459,200	561,600
	48	358,200	420,300	460,100	562,400
	49	358,500	421,500	461,100	562,900
	50	358,800	422,800	462,000	563,600
	51	359,100	424,200	463,000	564,100
	52	359,400	425,500	463,900	564,900
	53	359,800	426,300	464,900	565,600
	54	360,100	427,300	465,900	566,100
	55	360,500	428,300	466,800	566,700
	56	360,800	429,400	467,800	567,300
	57	361,100	430,400	468,700	567,900
	58	361,500	431,100	469,600	568,500
	59	361,800	431,900	470,500	
	60	362,200	432,600	471,600	
	61	362,500	433,300	472,400	
	62	362,800	434,100	472,800	
	63	363,200	434,900	473,400	
	64	363,500	435,500	474,000	
	65	363,800	436,100	474,700	
	66	364,200	436,600	475,400	

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	67	364,500	437,000	475,700	
	68	364,900	437,400	476,300	
	69	365,300	437,700	476,700	
	70	365,600	438,000	477,100	
	71	366,000	438,300	477,400	
	72	366,400	438,700	477,700	
	73	366,700	439,000	478,000	
	74	367,100	439,300	478,300	
	75	367,500	439,700	478,600	
	76	368,000	440,200	478,900	
	77	368,300	440,500	479,200	
	78	368,700	440,800	479,600	
	79	369,100	441,200	479,900	
	80	369,600	441,500	480,200	
	81	370,100	441,800	480,500	
	82	370,700	442,200	480,900	
	83	371,400	442,500	481,200	
	84	372,000	442,800	481,500	
	85	372,600	443,100	481,900	
	86	373,200	443,400		
	87	373,800	443,600		
	88	374,400	443,900		
	89	374,900	444,200		
	90	375,300	444,500		
	91	375,600	444,700		
	92	376,000	445,000		
	93	376,400	445,300		
	94	376,800			
	95	377,200			
	96	377,600			
	97	378,300			
	98	378,800			
	99	379,200			
	100	379,700			
	101	380,100			
	102	380,600			
	103	380,900			
	104	381,200			
	105	381,700			
	106	382,100			
	107	382,600			
	108	383,100			
	109	383,500			
	110	384,000			
	111	384,400			
	112	384,800			
	113	385,200			
	114	385,600			
	115	386,000			
	116	386,400			
	117	386,800			
	118	387,200			
	119	387,600			
	120	388,000			
	121	388,300			
	122	388,800			
	123	389,200			
	124	389,500			
	125	389,900			
	126	390,400			
	127	390,900			
	128	391,300			
	129	391,700			
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,400	312,800	335,700	423,600

別表第3(第6条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前 雇 用 時 間 務 員 外 職	1	203,000	242,100	277,100	296,200	329,500	375,900	431,400
	2	205,100	243,500	277,900	297,000	330,900	377,600	433,300
	3	207,200	244,800	278,600	297,700	332,300	379,300	435,300
	4	209,300	246,100	279,400	298,400	333,700	380,900	437,100
	5	211,300	247,300	280,200	299,100	335,100	382,400	438,900
	6	213,400	248,400	281,000	299,800	336,800	384,000	440,600
	7	215,400	249,400	281,800	300,500	338,300	385,600	442,200
	8	217,200	250,300	282,500	301,200	339,800	387,200	443,700
	9	219,000	251,400	283,200	302,000	341,200	388,900	445,200
	10	220,900	252,500	284,000	302,700	342,800	390,900	446,500
	11	222,900	253,600	284,900	303,500	344,300	392,900	447,800
	12	225,000	254,900	285,700	304,100	345,800	394,900	449,100
	13	226,700	256,100	286,500	304,700	347,300	396,300	450,400
	14	228,700	257,300	287,300	305,900	348,900	398,000	451,700
	15	230,900	258,500	288,000	307,000	350,400	399,800	452,900
	16	233,100	259,600	288,800	308,200	351,900	401,500	454,000
	17	235,200	260,600	289,600	309,300	353,400	403,200	455,200
	18	236,300	261,600	290,400	310,500	355,000	404,700	456,300
	19	237,300	262,700	291,200	311,600	356,600	406,200	457,500
	20	238,400	263,700	291,900	312,800	358,200	407,700	458,700
	21	239,500	264,900	292,700	314,000	359,500	409,000	459,800
	22	240,300	265,800	293,600	315,200	361,000	410,400	460,600
	23	241,200	266,600	294,500	316,500	362,500	411,700	461,100
	24	242,000	267,400	295,300	317,600	364,000	412,800	461,800
	25	242,900	268,200	296,000	318,800	365,400	413,900	462,300
	26	243,900	269,000	296,900	320,000	366,900	415,000	462,700
	27	244,800	269,800	297,800	321,100	368,500	416,100	463,100
	28	245,700	270,600	298,500	322,300	369,900	417,200	463,500
	29	246,500	271,300	299,300	323,500	371,300	418,000	463,900
	30	247,300	272,100	300,300	324,700	372,900	418,800	464,300
	31	248,000	272,900	301,200	325,900	374,300	419,600	464,600
	32	248,800	273,700	302,200	327,200	375,800	420,400	464,900
	33	249,500	274,600	303,200	328,300	377,000	420,800	465,200
	34	250,100	275,400	304,300	329,400	378,200	421,400	465,500
	35	250,800	276,000	305,300	330,600	379,400	421,900	465,800
	36	251,500	276,800	306,300	331,800	380,500	422,300	466,100
	37	252,200	277,700	307,300	333,000	381,500	422,700	466,400
	38	252,800	278,500	308,300	334,200	382,300	422,900	466,700
	39	253,400	279,300	309,300	335,500	383,200	423,200	467,000
	40	254,100	280,000	310,300	336,800	384,300	423,500	467,300
	41	254,700	280,700	311,200	337,700	385,300	423,800	467,600
	42	255,300	281,500	312,400	338,900	386,300	424,100	467,900
	43	255,900	282,300	313,500	340,100	387,300	424,400	468,200
	44	256,400	283,000	314,600	341,300	388,200	424,700	468,500
	45	256,800	283,700	315,600	342,200	389,100	424,900	468,800
	46	257,400	284,500	316,800	343,200	389,900	425,200	
	47	257,800	285,400	317,900	344,200	390,800	425,500	
	48	258,200	286,100	318,900	345,100	391,600	425,800	
	49	258,600	286,800	320,000	346,000	392,100	426,000	
	50	259,100	287,500	321,000	347,000	392,900	426,200	
	51	259,600	288,100	322,100	348,000	393,700	426,500	
	52	260,100	288,800	323,200	348,900	394,500	426,800	
	53	260,400	289,500	324,200	349,400	394,900	427,000	
	54	260,700	290,100	325,200	350,300	395,600	427,200	
	55	261,000	290,800	326,300	351,000	396,300	427,500	
	56	261,300	291,400	327,300	351,900	396,900	427,800	
	57	261,600	292,100	328,200	352,600	397,300	428,000	
	58	261,900	292,800	329,200	352,900	397,800		
	59	262,200	293,500	330,200	353,300	398,400		
	60	262,500	294,100	331,100	353,900	399,100		
	61	262,800	294,600	332,000	354,500	399,500		
	62	263,100	295,300	332,700	355,200	400,000		
	63	263,400	296,000	333,400	355,900	400,500		

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	64	263,700	296,600	334,000	356,500	401,000		
	65	264,000	297,100	334,600	357,200	401,600		
	66	264,400	297,700	335,300	357,800	402,100		
	67	264,700	298,400	335,900	358,400	402,700		
	68	265,000	299,000	336,500	359,000	403,300		
	69	265,300	299,600	337,200	359,300	403,800		
	70	265,600	300,200	337,400	359,800	404,300		
	71	265,900	300,800	337,800	360,200	404,700		
	72	266,100	301,400	338,300	360,700	405,100		
	73	266,300	302,000	338,900	361,200	405,400		
	74	266,600	302,500	339,400	361,700	405,900		
	75	266,900	302,900	339,900	362,200	406,300		
	76	267,100	303,300	340,300	362,600	406,700		
	77	267,300	303,600	340,900	362,900	407,100		
	78	267,600	303,900	341,400	363,200	407,600		
	79	267,900	304,100	341,800	363,400	408,000		
	80	268,100	304,400	342,300	363,700	408,400		
	81	268,300	304,700	342,800	364,200	408,800		
	82	268,600	304,900	343,100	364,500	409,400		
	83	268,900	305,200	343,300	364,800	409,800		
	84	269,100	305,600	343,600	365,100	410,200		
	85	269,300	305,800	344,000	365,500	410,600		
	86		306,000	344,400	365,800	411,100		
	87		306,200	344,700	366,100	411,500		
	88		306,400	345,000	366,400	411,900		
	89		306,800	345,300	366,800	412,300		
	90		307,000	345,500	367,100			
	91		307,200	345,900	367,300			
	92		307,400	346,200	367,600			
	93		307,800	346,400	368,000			
	94		308,000	346,700	368,400			
	95		308,200	347,100	368,800			
	96		308,500	347,300	369,200			
	97		308,800	347,500	369,700			
	98		309,000	347,800	370,100			
	99		309,200	348,100	370,500			
	100		309,500	348,300	370,900			
	101		309,800	348,500	371,400			
	102		310,000	348,700				
	103		310,200	349,100				
	104		310,500	349,300				
	105		310,800	349,500				
	106			349,800				
	107			350,200				
	108			350,600				
	109			350,800				
定 年 前 再 雇 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円
		203,300	230,100	259,800	273,900	300,700	343,300	387,100

別表第4(第6条関係)

看護職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前再 雇用 時 短 勤 間 務 員 以 外 職	1	223,900	257,200	296,800	310,300	334,000	377,000	460,000
	2	225,800	259,300	297,300	310,800	335,000	378,800	465,900
	3	227,600	261,500	297,800	311,300	336,000	380,500	472,100
	4	229,300	263,700	298,300	311,800	337,000	382,200	477,700
	5	231,000	266,000	298,700	312,300	338,000	384,000	483,100
	6	232,900	267,000	299,200	312,800	339,200	386,000	487,800
	7	234,800	267,800	299,700	313,400	340,400	388,000	491,400
	8	236,500	268,700	300,100	313,800	341,600	390,100	495,000
	9	238,200	269,500	300,500	314,300	342,500	391,800	498,100
	10	240,100	270,600	301,000	314,800	343,700	393,900	500,600
	11	242,000	271,700	301,500	315,400	344,800	396,000	502,700
	12	244,000	272,600	302,000	316,000	345,900	398,000	
	13	245,800	273,400	302,400	316,400	347,000	400,000	
	14	247,800	274,100	302,900	317,000	348,100	401,600	
	15	249,800	274,900	303,300	317,700	349,200	403,400	
	16	251,800	275,700	303,800	318,300	350,300	405,200	
	17	253,900	276,800	304,300	318,900	351,400	406,900	
	18	255,900	277,700	304,700	319,800	352,500	408,600	
	19	258,000	278,600	305,200	320,600	353,600	410,700	
	20	260,000	279,500	305,700	321,500	354,700	412,400	
	21	261,900	280,500	306,200	322,300	355,800	414,100	
	22	263,100	281,500	306,600	323,200	357,000	415,800	
	23	264,300	282,400	307,100	324,100	358,200	417,600	
	24	265,400	283,400	307,500	324,900	359,300	419,500	
	25	266,500	284,200	308,000	325,700	360,300	421,100	
	26	267,300	285,200	308,600	326,600	361,600	422,800	
	27	268,200	286,100	309,300	327,500	362,900	424,600	
	28	269,000	287,000	310,000	328,400	364,200	426,400	
	29	269,800	288,000	310,700	329,100	365,400	427,900	
	30	270,500	288,700	311,400	330,200	366,900	429,400	
	31	271,200	289,400	312,100	331,300	368,500	431,000	
	32	271,900	290,100	312,900	332,300	370,000	432,300	
	33	272,700	290,700	313,600	333,400	371,200	433,500	
	34	273,300	291,300	314,400	334,400	372,700	434,600	
	35	273,900	291,800	315,100	335,500	374,100	435,800	
	36	274,500	292,200	315,800	336,700	375,500	437,000	
	37	275,100	292,600	316,600	337,800	376,900	438,300	
	38	275,800	293,200	317,400	338,900	377,900	439,400	
	39	276,500	293,700	318,200	340,000	379,400	440,700	
	40	277,200	294,100	319,000	341,100	380,700	441,900	
	41	277,900	294,500	319,600	341,900	382,000	443,100	
	42	278,500	295,000	320,500	343,000	383,400	444,100	
	43	279,200	295,500	321,500	344,100	384,700	445,200	
	44	279,800	296,000	322,400	345,100	386,000	446,300	
	45	280,600	296,500	323,200	346,000	387,500	447,300	
	46	281,300	296,900	324,200	347,000	388,800	447,800	
	47	282,000	297,400	325,200	348,000	389,900	448,300	
	48	282,600	297,800	326,100	349,000	391,100	448,700	
	49	283,100	298,300	327,100	350,200	392,200	449,300	
	50	283,600	298,700	328,000	351,500	393,100	449,800	
	51	284,000	299,200	329,000	352,700	394,100	450,200	
	52	284,400	299,700	330,000	353,900	395,000	450,800	
	53	284,700	300,100	330,800	354,800	395,600	451,300	
	54	285,300	300,500	331,700	356,000	396,400	451,700	
	55	285,700	301,000	332,700	357,100	397,200	452,000	
	56	286,100	301,400	333,600	358,500	398,000	452,300	
	57	286,500	301,900	334,500	359,500	398,800	452,700	
	58	286,900	302,600	335,400	360,400	399,500		
	59	287,200	303,300	336,400	361,500	400,200		
	60	287,500	304,000	337,400	362,700	400,800		
	61	287,900	304,700	338,300	363,800	401,400		
	62	288,300	305,700	339,400	365,000	402,000		
	63	288,700	306,600	340,600	366,200	402,700		
	64	289,000	307,300	341,800	367,200	403,300		
	65	289,300	308,000	342,500	368,300	404,000		
	66	289,700	308,900	343,600	369,300	404,500		
	67	290,100	309,700	344,700	370,400	405,100		

看護職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	68	290,400	310,500	345,600	371,500	405,600		
	69	290,800	311,200	346,700	372,300	406,000		
	70	291,300	312,100	347,500	373,400	406,600		
	71	291,700	313,000	348,600	374,500	407,000		
	72	292,000	313,800	349,700	375,500	407,300		
	73	292,400	314,700	350,800	376,200	407,600		
	74	292,900	315,500	352,000	377,000	408,100		
	75	293,400	316,500	353,100	377,800	408,500		
	76	293,900	317,400	354,200	378,600	408,800		
	77	294,400	318,200	355,300	379,200	409,200		
	78	294,900	319,100	356,400	379,700	409,700		
	79	295,600	320,100	357,500	380,200	410,200		
	80	296,000	321,000	358,600	380,700	410,600		
	81	296,500	321,500	359,500	381,300	410,900		
	82	296,900	322,300	360,500	381,800	411,300		
	83	297,400	323,200	361,400	382,300	411,800		
	84	297,900	324,000	362,400	382,800	412,200		
	85	298,300	324,800	363,300	383,200	412,600		
	86	298,700	325,700	364,100	383,600	413,000		
	87	299,200	326,800	364,900	384,200	413,500		
	88	299,700	327,800	365,700	384,700	413,900		
	89	300,100	328,700	366,300	385,000	414,300		
	90	300,600	329,700	366,900	385,500	414,700		
	91	301,100	330,700	367,500	385,800	415,200		
	92	301,600	331,700	368,200	386,100	415,600		
	93	302,100	332,500	368,600	386,700	416,000		
	94	302,500	333,200	369,000	387,200			
	95	303,000	333,900	369,500	387,700			
	96	303,600	334,500	369,900	388,200			
	97	304,200	335,000	370,400	388,900			
	98	304,700	335,300	370,800	389,400			
	99	305,200	335,800	371,300	389,900			
	100	305,800	336,400	371,700	390,300			
	101	306,200	336,900	372,000	390,900			
	102	306,700	337,400	372,500	391,400			
	103	307,100	338,000	372,800	391,900			
	104	307,500	338,500	373,100	392,400			
	105	307,900	338,900	373,500	393,000			
	106	308,300	339,400	374,000	393,400			
	107	308,700	339,900	374,500	393,900			
	108	309,000	340,400	375,000	394,400			
	109	309,200	340,800	375,500	395,000			
	110	309,500	341,100	376,000				
	111	309,700	341,400	376,500				
	112	310,000	341,700	376,900				
	113	310,300	342,000	377,300				
	114	310,500	342,400	377,700				
	115	310,800	342,700	378,300				
	116	311,000	343,000	378,800				
	117	311,300	343,200	379,200				
	118	311,500	343,500	379,700				
	119	311,800	343,800	380,200				
	120	312,100	344,000	380,700				
	121	312,400	344,200	381,000				
	122	312,700	344,500					
	123	313,000	344,800					
	124	313,300	345,100					
	125	313,500	345,300					
	126	313,700	345,600					
	127	314,000	345,900					
	128	314,400	346,100					
	129	314,600	346,300					
	130	314,900	346,500					
	131	315,200	346,800					
	132	315,600	347,100					
	133	315,800	347,400					
	134	316,200	347,800					
	135	316,500	348,200					
	136	316,800	348,600					
	137	317,000	348,900					

看護職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	138	317,300	349,300					
	139	317,600	349,700					
	140	317,900	350,100					
	141	318,100	350,400					
	142	318,400	350,800					
	143	318,800	351,100					
	144	319,100	351,500					
	145	319,300	351,800					
	146	319,500	352,200					
	147	319,800	352,600					
	148	320,100	353,000					
	149	320,300	353,300					
	150	320,500	353,700					
	151	320,800	354,100					
	152	321,100	354,500					
	153	321,500	354,800					
	154	321,700						
	155	321,900						
	156	322,200						
	157	322,500						
	158	322,800						
	159	323,100						
	160	323,400						
	161	323,800						
	162	324,100						
	163	324,400						
	164	324,700						
	165	325,100						
	166	325,400						
	167	325,700						
	168	326,000						
	169	326,500						
定 年 前 再 雇 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		251,200	272,300	280,000	290,900	308,100	347,000	392,800

別表第5(第6条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前再 雇用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	1	200,100	242,700	262,900	294,400	322,100
	2	201,800	243,600	263,800	295,100	323,400
	3	203,600	244,400	264,800	295,900	324,700
	4	205,300	245,100	265,700	296,400	325,900
	5	207,000	245,800	266,700	297,000	326,900
	6	208,700	246,500	267,600	297,600	328,100
	7	210,300	247,300	268,600	298,200	329,300
	8	211,900	248,000	269,500	298,700	330,400
	9	213,600	248,800	270,400	299,200	331,400
	10	215,100	249,500	271,200	299,800	332,400
	11	216,600	250,200	271,900	300,400	333,500
	12	218,000	250,800	272,300	300,800	334,600
	13	219,400	251,500	272,900	301,200	335,600
	14	220,900	251,900	273,300	301,700	336,700
	15	222,400	252,400	273,700	302,100	337,800
	16	224,000	252,800	274,100	302,400	338,900
	17	225,400	253,300	274,600	302,800	339,900
	18	226,800	253,800	275,100	303,200	341,000
	19	228,200	254,300	275,600	303,600	342,100
	20	229,600	254,700	276,200	303,900	343,100
	21	231,000	255,000	276,900	304,200	344,100
	22	232,000	255,300	277,500	304,600	345,100
	23	233,200	255,600	278,100	305,000	346,000
	24	234,300	255,900	278,900	305,300	347,100
	25	235,300	256,400	279,700	305,700	348,100
	26	236,100	256,900	280,400	306,100	349,000
	27	237,000	257,300	280,900	306,400	350,000
	28	237,800	257,800	281,600	306,800	351,000
	29	238,700	258,300	282,400	307,100	352,000
	30	239,500	258,800	283,100	307,600	353,000
	31	240,300	259,200	283,800	308,000	354,000
	32	241,100	259,600	284,400	308,500	354,900
	33	241,900	259,900	285,200	309,000	355,800
	34	242,400	260,400	285,900	309,400	356,700
	35	242,900	260,900	286,600	309,900	357,600
	36	243,500	261,300	287,200	310,400	358,500
	37	244,100	261,700	287,800	310,900	359,400
	38	244,600	262,200	288,500	311,500	360,400
	39	245,100	262,600	289,100	312,100	361,400
	40	245,600	263,000	289,600	312,800	362,300
	41	246,100	263,400	290,000	313,300	363,200
	42	246,400	263,800	290,500	313,800	364,100
	43	246,700	264,400	290,900	314,400	365,000
	44	247,100	264,700	291,300	314,900	365,800
	45	247,500	265,000	291,800	315,400	366,600
	46	247,900	265,400	292,300	316,000	367,400
	47	248,300	265,800	292,800	316,600	368,300
	48	248,700	266,100	293,100	317,200	369,000
	49	249,000	266,500	293,500	317,800	369,700
	50	249,300	266,900	293,900	318,500	370,500
	51	249,600	267,200	294,300	319,200	371,300
	52	249,900	267,500	294,800	319,900	371,900
	53	250,100	267,900	295,100	320,500	372,600
	54	250,400	268,200	295,600	321,200	373,200
	55	250,700	268,500	296,100	321,800	373,900
	56	251,000	268,900	296,600	322,400	374,600
	57	251,200	269,200	297,000	323,000	375,200
	58	251,500	269,500	297,600	323,700	375,700
	59	251,800	269,800	298,100	324,400	376,200
	60	252,000	270,100	298,700	325,000	376,700
	61	252,200	270,400	299,300	325,500	377,100
	62	252,500	270,700	299,800	326,000	377,600
	63	252,800	271,000	300,400	326,700	378,200
	64	253,000	271,300	300,900	327,300	378,700
	65	253,200	271,500	301,400	327,900	379,100
	66	253,500	271,800	301,900	328,300	379,600
	67	253,900	272,100	302,400	328,700	380,100
	68	254,100	272,300	302,900	329,200	380,600
	69	254,300	272,500	303,300	329,500	381,000
	70	254,600	272,800	303,700	330,000	381,500
	71	254,900	273,100	304,100	330,500	382,000
	72	255,100	273,300	304,500	330,900	382,500

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	73	255,300	273,500	304,900	331,100	382,900
	74	255,600	273,800	305,200	331,400	383,400
	75	255,900	274,100	305,700	331,600	383,900
	76	256,100	274,300	306,100	331,900	384,400
	77	256,300	274,600	306,500	332,200	384,800
	78	256,600	274,900	306,900	332,500	385,300
	79	256,900	275,200	307,300	332,800	385,800
	80	257,100	275,400	307,700	333,000	386,300
	81	257,300	275,600	308,000	333,200	386,700
	82	257,600	275,900	308,500	333,500	387,200
	83	257,800	276,200	308,900	333,800	387,700
	84	258,100	276,400	309,400	334,000	388,200
	85	258,300	276,600	309,700	334,200	388,700
	86	258,500	276,800	310,200	334,400	389,200
	87	258,800	277,100	310,700	334,700	389,700
	88	259,100	277,400	311,000	335,000	390,200
	89	259,300	277,600	311,400	335,200	390,600
	90	259,600	277,800	311,900	335,500	391,100
	91	259,900	278,100	312,400	335,800	391,600
	92	260,100	278,300	312,900	336,000	392,100
	93	260,300	278,600	313,200	336,200	
	94	260,600	278,900	313,600	336,500	
	95	260,900	279,200	314,000	336,900	
	96	261,100	279,400	314,500	337,100	
	97	261,300	279,600	314,900	337,300	
	98	261,600	279,900	315,300	337,600	
	99	261,900	280,100	315,600	337,900	
	100	262,100	280,400	316,000	338,100	
	101	262,300	280,600	316,300	338,300	
	102	262,600	280,800	316,700	338,600	
	103	262,900	281,100	317,000	338,900	
	104	263,100	281,400	317,400	339,100	
	105	263,300	281,600	317,700	339,300	
	106		281,800	318,100	339,600	
	107		282,100	318,500	339,900	
	108		282,300	318,700	340,100	
	109		282,600	318,900	340,300	
	110		282,900	319,200	340,600	
	111		283,200	319,500	340,900	
	112		283,400	319,700	341,100	
	113		283,600	319,900	341,300	
	114		283,900	320,200	341,600	
	115		284,100	320,500	341,900	
	116		284,300	320,700	342,100	
	117		284,600	320,900	342,300	
	118		285,000	321,200	342,600	
	119		285,300	321,500	342,900	
	120		285,500	321,700	343,100	
	121		285,700	321,900	343,300	
	122		285,900	322,200	343,600	
	123		286,200	322,500	343,900	
	124		286,500	322,700	344,100	
	125		286,700	322,900	344,300	
	126		286,900	323,200	344,600	
	127		287,200	323,500	344,900	
	128		287,500	323,700	345,100	
	129		287,700	323,900	345,300	
	130		287,900		345,600	
	131		288,200		345,900	
	132		288,500		346,100	
	133		288,700		346,300	
	134		288,900		346,600	
	135		289,200		347,000	
	136		289,500		347,200	
	137		289,700		347,400	
	138					
	139					
	140					
	141					
定年 再雇 短務 勤務	前用 期間 職員	額 円	額 円	額 円	額 円	額 円
		208,200	219,400	238,200	260,300	293,000

別表第6(第6条関係)

指定職給料表

号	級	
		円
1		743,000
2		802,000
3		860,000
4		942,000
5		1,016,000
6		1,089,000
7		1,164,000
8		1,236,000

別表第7 級別標準職務表（第6条第3項関係）

1 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 1又は2の職務に相当する職務
4級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を処理する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務
8級	1 次長の職務 2 1の職務に相当する職務
9級	1 局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務
10級	1 困難な業務を処理する局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務

2 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教又は助手の職務
2級	1 大学の講師の職務 2 高度の専門的知識又は特殊の技術若しくは経験を必要とする業務を行う大学の助教又は助手の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

3 医療職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	1 栄養士、管理栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 3 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員又は視能訓練士その他の視能技術職員の職務 6 歯科衛生士、歯科技工士（以下「歯科衛生士等」という。）の職務 7 救急救命士の業務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、歯科衛生士等又は救急救命士の職務
3級	1 主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を所掌する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務

4 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 病院の看護師長、副看護師長又は主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 病院の看護師長（課長補佐相当職）又は困難な業務を処理する看護師長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 病院の総括看護師長又は困難な業務を処理する看護師長（課長補佐相当職）の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 病院の副看護部長の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 病院の看護部長の職務 2 1の職務に相当する職務